

「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」に係る 今後の取組（案）

- ・子供のベランダからの転落事故は複合的な要因で起きており、これまでも繰り返し注意喚起されてきたが、事故が減っていない。
- ・事故を防止するためには親の見守りが重要だが、見守りだけで事故を防止することは困難である。
- ・ベランダの手すりによる安全対策やベランダの使用方法など周辺環境の整備と消費者の安全意識の向上に向けた取組など、複合的な対策の推進が必要である。

第1 商品等の安全対策等

1 ベランダの手すりによる安全対策（製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者）

- 事故は低年齢に多く起きていることから、危険性について十分理解して行動することができない低年齢の子供の安全対策を強化するとともに、危険性を理解できる年齢の子供には、高所の危険性をわかりやすく教えるなど、年齢に応じた安全対策を行う。

(1) 手すりの乗り越え防止（実験結果などを参考）

- 柵面の110cm以下に手がかりや足がかりがないベランダ手すりの検討・開発
- 柵面から笠木を手前にずらしたような配置のベランダ手すりの検討・開発

(2) すり抜け防止

- 手すりの隙間に関する安全基準やガイドラインの普及
- 隙間の広い既存の手すりについての対策

(3) 劣化等強度不足による事故防止

- 定期点検の実施
- 点検の必要性、自己点検について消費者への周知

2 注意表記・説明事項の強化（製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者）

- 乗り越え防止に関するシール等による注意喚起
- 住宅の入居時、引き渡し時の説明で、ベランダからの転落の危険性について入居者に確実に伝える。

3 安全基準等（製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者）

- ベランダの手すりの安全基準等には、建築基準法により高さ 1.1m以上が規定されているほか、品確法に基づく住宅性能表示制度による基準、JIS¹、優良住宅部品（B L 部品）評価基準により、手すりの隙間や足がかりに関する事項が規定されている。また、「子育てに配慮した住宅のガイドライン」（東京都）にはより安全に配慮した推奨値が提示されている。団体に所属する事業者に対し、製品の製造や仕様の決定の際にはこれらの安全基準を参考にして、転落防止の安全対策に配慮するよう働きかける。
- 実験結果を参考に、安全基準への反映も視野に入れて、手すりや足がかりの高さ等について検討する。

4 周辺環境の整備（住宅生産事業者団体、住宅生産事業者）

(1) エアコンの室外機の設置

- 手すりから 60 cm以上離す
- 上から吊るす設置方法の採用
- 専用置場や戸建て住宅の 1 階など、ベランダ以外への設置 など

(2) 物干し

- 足がかりとなる可能性がある物干し（手すりに付けるタイプ）の対策（上から吊り下げるタイプの物干への変更 など）

第 2 消費者の安全意識の向上

1 消費者への積極的な注意喚起（製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者）

- 消費者の使用実態を踏まえ、消費者の行動に結び付く具体的な安全対策の情報提供のほか、消費者にとって分かりやすく、浸透しやすい注意喚起を積極的に行う。

2 消費者の行動に結びつく具体的な注意喚起（国、都、製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者、消費者団体、子育て支援団体等）

- 事故は低層階でも起きていることから、高層階はもとより、低層階においても同様に安全対策が必要であることを周知する。
- 年齢に応じた安全対策
 - ・事故の多い低年齢の安全対策の必要性について周知する
 - ・危険性を理解できる年齢の子供には、高所の危険性をわかりやすく教える

¹ JIS A6601：2013「低層住宅用バルコニー構成材及び手すり構成材」、

- ・子供の行動を予測した安全対策を実施する

○子供の見守りについて

- ・子供が小さいうちは部屋で子供が一人にならないようにする
- ・子供だけ置いて外出しない
- ・子供を一人でベランダに出さない

○ベランダの出入口の施錠について

- ・ベランダの出入口を施錠する（サッシ窓はクレセント錠をロックする）
- ・子供の手の届かないところに補助錠を設置する
- ・網戸にも鍵を付ける

○ベランダの使用方法について

- ・ベランダを子供の遊び場にしない
- ・ベランダに足掛かりになるものを置かない
- ・やむを得ず物を置く場合は手すりから 60 cm以上離す
- ・エアコンの室外機は上から吊るす
- ・エアコンの室外機の上部によじ登り防止のための板を設置する

○手すりの点検について

- ・子供の足がかりや手を掛けられる部位がないか
- ・がたつきや腐食がないか（強度不足による落下防止）

○窓からの転落事故も起きていることから、あわせて注意喚起する。

など

3 消費者への効果的な普及啓発（国、都、製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者、消費者団体、子育て支援団体等）

- ・事故の多い低年齢の子供の保護者に届ける
- ・親の世代は入れ替わっていくことから、注意喚起は繰り返し継続する
- ・乳幼児健診、新生児訪問等の機会を活用する
- ・保育園、幼稚園の年長組、小学校低学年の子供にわかりやすく事故の危険性を伝える

など

第3 事故情報の収集と活用体制の整備

1 業界としての事故情報の収集体制の整備と事故情報データの活用（製造事業者団体、製造事業者、住宅生産事業者団体、住宅生産事業者）

- 子供のベランダからの転落事故は使用方法が原因と見なされるものについては、事故情報が上がりにくいことから、業界として事故情報の収集体制を整備し、収集した事故情報を安全対策の推進に活用する。
- 商品改善や生活様式の変化に伴い、使用実態も変わっていくことも想定されるため、事故情報の収集は継続的に行い、商品改善等の効果について定期的に検証することで、更なる事故の未然・拡大防止につなげていく。

2 事故情報の収集と情報共有への協力（国、都）

- 事故防止対策を検討するためには、事故情報の分析が必要
- ベランダからの転落事故は複合的な対策が必要であり、製造事業者や住宅生産事業者などの関係主体が事故情報を共有することが重要であることから、国や都は事故情報の収集に協力する。